

事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 30 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

東日本大震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取扱い等について

東日本大震災に伴う障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（3月24日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）及び「東日本大震災により被災した障害者等に係る利用者負担の取扱いについて」（4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により、徴収の猶予についてお示しするとともに、市町村又は都道府県の判断により、被災障害者等の利用者負担の免除を行うことについて、特段の配慮をお願いしているところです。

このたび、下記のとおり利用者負担の徴収猶予の対象市町村の拡大等を行いましたので、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をお願いいたします。

なお、自立支援医療に関しても、下記のとおり、医療保険における一部負担金の取扱い等を示しているもので、併せて周知をお願いいたします。

記

I 障害福祉サービス等関係

1. 対象者について

利用者負担の徴収猶予の対象市町村に以下の市町村を加えるものとする。

被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、

富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町

2. 取扱いの期間

追って別途連絡するまでの間、当面、障害福祉サービス、障害児施設支援及び補装具に係る利用者負担について、支払を猶予する取扱いとすること。なお、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っていたが、指示の解除の対象となった場合であっても、追って別途連絡するまでの間、障害福祉サービス、障害児施設支援及び補装具に係る利用者負担について、支払を猶予すること。

3. サービス事業所等における介護給付費等の請求について

1に基づき猶予した場合は、利用者負担を含めて10割を請求すること。

II 自立支援医療関係

1. 一部負担金の免除等について

別添1「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その7）（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）」平成23年5月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）等により、医療保険における一部負担金等の取扱いが示されていること。

2. 被保険者証等の提示について

別添2「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成23年5月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により、平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること等が示されていること。

3. 自立支援医療受給者証の提示等について

上記2の取扱いを受けて、自立支援医療における受給者証の提示等についても、現在検討中であるので、追って連絡する。

事 務 連 絡
平成23年 5 月 23 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
一部負担金等の取扱いについて（その7）
（6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い）

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による災害発生に関し、一部負担金、入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」という。）の支払いが困難な者の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その6）」（平成23年5月2日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により連絡したところであるが、今般、6月診療等分及び7月以降の診療等分について、これを下記のとおり改正するので、関係団体に周知を図るようよろしくお願いしたい。また、周知に当たっては、別添の資料をご活用いただきたい。

（改正カ所は下線を引いた部分）

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条の規定により一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間免除することができるものとする。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1)① 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市

② 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(東京都を除く。)のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町

③ 被災者生活再建支援法(平成15年法律第66号)の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町

に住所を有する(地震の発生以後、①、②又は③の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。)健康保険法(大正11年法律第70号)及び船員保険法(昭和14年法律第73号)の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であること。

(2) 東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

⑥ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っている旨

⑦ 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨

2 取扱いの期間

平成24年2月29日まで、一部負担金等の支払いを免除する取扱いとする。(ただし、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額については平成23年8月31日までを予定)

1 (2)③の場合は主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、1 (2)⑥の屋内への退避に係る指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、6月までの診療等分について、6月末日まで、支払を猶予する。

3 医療機関における確認等

(1) 平成23年6月末までの確認の方法等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

(2) 平成23年7月1日からの確認の方法等

平成23年7月1日以降は、保険者から交付された一部負担金等の免除証明書を提示した者のみ、窓口での一部負担金等の支払を免除すること。

ただし、「以下の市町村国保の被保険者」又は、「以下の3県の後期高齢者医療広域連合の被保険者で被保険者証に記載された住所が以下の市町村である者」は、当面、被保険者証等の提示によりこれを確認すれば足り、免除証明書は要しない。

岩手県：宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町

宮城県：女川町、南三陸町

福島県：広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、田村市、南相馬市

4 その他

(1) 本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを免除した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(その2)」(平成23年4月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の3を参照されたい。

(2) 上記3(2)のとおり、平成23年7月1日からは免除証明書が必要となるため、各保険医療機関等においては、現在、一部負担金等の支払を猶予している患者に対し、速やかに保険者へ免除証明書の申請を行うよう、周知にご協力いただきたい。

(3) 次に掲げる者は、保険者へ申請することにより、すでに保険医療機関等の窓口で支払った一部負担金等について保険者から還付を受けることができる。

- ① 平成23年6月末までの間に、上記1の要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者
- ② 平成23年7月以降、保険者による手続きが遅滞している等、免除証明書を医療機関の窓口提出しなかったことがやむを得ないと認められる者

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

現在、震災に伴い、被保険者証等を紛失したこと等により、窓口で提示できなくても、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けられる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります。

2. 医療機関等における窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、窓口で以下に該当することを申し出たことにより、窓口負担が免除されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

(免除となるのは、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。)

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

※ ただし、「以下の市町村の国保に加入されている方」又は、「以下の3県の後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方」については、当分の間、免除証明書は必要ありません。

岩手県(宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町)、宮城県(女川町、南三陸町)

福島県(広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、田村市、南相馬市)

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示の対象となっていた方の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

◎ご加入の医療保険の保険者への 保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

事 務 連 絡
平成23年 5 月 2 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

} 御中

厚生労働省保険局医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る
被保険者証等の提示について

東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることにより、受診できる取扱いとしてきたところ。（別添「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」（平成23年3月11日厚生労働省保険局医療課事務連絡））今般、各保険者において、被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施及び関係者に対する周知について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 平成23年7月1日以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、各保険医療機関等においては、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、7月1日以降も被保険者証等を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあ

っては住所（後日、診療報酬の請求に必要な事項について問い合わせることができるよう、必ず患者の連絡先も確認しておくこと。）の申告を受けた上で受診できることとするが、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう伝えること。